

## 先行政令指定都市の「行政区画審議会」が区役所の位置について答申した際の考え方

	仙台市	千葉市	さいたま市	静岡市
	住民への行政サービスの充実,向上を図るうえから,住民の利便性を考慮し,住民の日常生活の中心的位置に配置することが望ましい。			
基 準	<p>【 交通の利便性】</p> <p>区内の住民にとって,交通条件がよく,通勤の途中あるいは買い物のついでに立ち寄れることができるなどのことを考慮すれば,交通の結節点に位置することが望ましい。</p> <p>区内の大部分の住民の区役所までの時間距離は,30分を超えないように配慮し,これを超える地区には出張所の設置,あるいは交通条件の改善等の措置を講ずることが必要である。</p>	<p>【 交通の利便性】</p> <p>区内の住民にとって,第一義的には,交通条件のよい位置が望ましい。この場合,必ずしも区内の人口重心あるいは面積重心にこだわる必要はない。</p> <p>なお,区内の大部分の住民の区役所までの時間距離は30分を超えないように考慮し,これを超える地域には,交通条件の改善等を十分考慮し,やむを得ない場合には区役所とは別に出張所等の設置を考慮すべきである。</p>	<p>【 交通の利便性】</p> <p>区内の住民にとって,区役所までの時間距離ができる限り短い位置が望ましい。</p> <p>なお,区内の大部分の住民の区役所までの時間距離は,30分を超えないように配慮し,これを超える地域には,支所等の設置あるいは交通条件の改善を十分考慮すべき。</p>	<p>区役所の位置については,市民の利便性を最大限に考慮するとともに,既存の公共施設の有効利用の観点等を総合的に検討した結果,「(仮称)A区」,「(仮称)C区」については,旧静岡,清水両市役所の位置をそれぞれの区役所の位置とし,それぞれの庁舎を区役所として利用していくべきである。</p> <p>「(仮称)B区」については,区内の既存の公共施設の利用を検討したところであるが,区域の中心地に近くこれからのまちづくりの拠点となる点,広幅員道路に接する等立地基盤が良好である点,公共用地が確保できる点及び他の公共施設等に近接している点等を総合的に勘案し適地を選定したものである。</p>
	<p>【 住民の日常生活上の利便性】</p> <p>住民の区役所の利用に際して,日常生活上の利便性を高めるため,他の公共施設・機関,商業・サービス機能が一応の水準で蓄積されている地点が望ましい。</p>	<p>【 区内の住民の日常生活行動に便利な地点】</p> <p>区役所庁舎位置は,あくまで住民への行政サービスの向上と充実という視点で考慮されるべきであり,通勤の途上あるいは買物のついでに区役所に立ち寄る等,区内の住民の日常生活行動の中心となる公共施設,国・県等の機関,商業・サービス機能が一応の水準で蓄積されている地点が望ましい。</p>	<p>【 区内の住民の日常生活行動に便利な地点】</p> <p>住民の区役所の利用に際して,日常生活上の利便性を高めるため,他の公共施設,国・県等の機関,商業・サービスが一応の水準で集積されている地域が望ましい。</p> <p>また,区役所が果たす役割を考慮すると庁舎の敷地またはその周辺に,オープンスペースがあることが望ましい。</p>	
	<p>【 地域の発展動向】</p> <p>将来における地域開発や都市整備等,地域の発展の動向を可能なかぎり十分に予測して立地を決めるべきである。</p>	<p>【 地域的発展の動向】</p> <p>将来における地域開発や都市計画上の用途地域あるいは道路,交通機関の整備計画等の発展の動向を現在の時点で可能な限り,十分に予測して立地して決めるべきである。</p>	<p>【 地域的発展の動向】</p> <p>将来における地域開発や都市整備に伴う人口増加,各種施設整備や交通条件の改善など,地域の発展の動向を可能な限り予測して立地を決めるべきである。</p> <p>また,区役所の設置による新しい拠点形成への影響についても考慮する必要がある。</p>	(参考:諮問)
	<p>【 用地確保の可能性】</p> <p>現実的条件として,適当な規模の用地が確保できる可能性があることが必要である。</p>	<p>【 用地確保の可能性】</p> <p>現実的条件として,適当な規模の用地が確保できる可能性があることが必要である。</p>	<p>【 用地確保の可能性】</p> <p>区役所は新しいコミュニティの中心になるなど,活動の増加が予想されることから,その用地はゆとりある広さが望ましい。</p> <p>現実的条件として,適当な規模の用地が確保できる可能性があることが必要である。</p>	<p>(参考:諮問)</p> <p>区役所の位置については,市民の利便性を最大限に考慮するとともに,既存の公共施設の有効利用の観点等を総合的に検討した結果,「(仮称)A区」,「(仮称)C区」については,旧静岡,清水両市役所の位置をそれぞれの区役所の位置とし,それぞれの庁舎を区役所として利用していくこととした。</p> <p>「(仮称)B区」については,区域の中心地に近い点,広幅員道路に接する等立地基盤が良好である点,公共用地が確保できる点及び他の公共施設等に近接している点等を総合的に勘案し選定した。</p>
				<p>【 既存施設の利用】</p> <p>既存施設の転用等,有効利用を検討する必要がある。</p>
				<p>【 付帯事項】</p> <p>&lt;1&gt;区役所業務は,今後は,市において検討されることとなるが,市民サービスの観点から,日常生活に深く関連する業務について,できる限り居住地にとらわれずに行なうよう考慮されたい。</p> <p>&lt;2&gt;支所・出張所等については,区役所の位置を決定次第,市において検討されることとなるが,区役所までの時間距離が30分を超える地域については,支所等の設置あるいは交通条件の改善等を十分に検討されたい。</p>
	出典	・答申「答申理由」	・「千葉市行政区画審議会検討結果」『区役所庁舎位置の検討結果』	・中間答申,最終答申 「区役所位置検討にあたっての基本方針」